

令和6年10月10日

各位

松山市長 野志 克仁
(公 印 省 略)

PCB 廃棄物の適正処分に向けたアンケート調査への御協力をお願い

日頃から廃棄物対策業務に御協力いただきありがとうございます。

さて、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、低濃度ポリ塩化ビフェニル（以下「低濃度 PCB」という。）を含有する廃棄物を保管する者は、令和9年（2027年）3月31日までに低濃度 PCB 廃棄物を適正に処分することが義務付けられています。

PCB は製造後 30 年以上経過した古い電気機器の絶縁油に広く使用されていることから、本市では PCB を含有する機器の所有の有無について、松山市内に事業所等を有する事業者を対象に環境省と連携してアンケート調査の実施を検討しています。

このアンケート調査は、別紙要領で実施することを想定しています。

つきましては、貴組合・貴協会等に所属する組合員・会員の皆様に本アンケート調査を行うことに御協力いただくことの可否について、令和6年10月18日（金）までに下記問い合わせ先まで御回答くださいますようお願いいたします。

なお、アンケート調査の時期や調査票の内容等詳細については、御協力可能と御回答いただきました組合・協会等様に後日御連絡させていただきます。

【問い合わせ先】

松山市 環境部 廃棄物対策課

木綱 崇之（きづな たかゆき）

〒790-8571

愛媛県松山市二番町四丁目 7-2 別館 4 階

Tel : 089-948-6959 FAX : 089-934-1928

E-mail : sanpai@city.matsuyama.ehime.jp